

第一回

島根県路面標示等連絡調整会議

令和7年9月3日（水）13時30分～15時00分

（Web 併用）

1. 議長（島根県土木部道路維持課課長補佐）あいさつ
2. 路面標示等連絡調整会議の設置について・・・・・・・・・・（資料-1）
3. 会議での取組み事項、情報交換・・・・・・・・・・（資料-2）
 - ①同時施工の推進（道路管理者と交通管理者の連携）
 - ②松江城及び出雲大社周辺での取組み
 - ③路面標示の劣化状況のモニタリング
4. 今後の進め方（案）・・・・・・・・・・（資料-3）
5. 連絡事項
6. 意見交換

第一回 島根県路面標示等連絡調整会議

令和7年9月3日

(委員)

(敬称略)

	所属	役職	氏名	WEB参加	備 考
議長	島根県 土木部 道路維持課	課長補佐	野々内 裕一		
委員	国土交通省 松江国道事務所	(管)副所長	大下 孝志		
	国土交通省 浜田河川国道事務所	(道)副所長	庄司 彰	○	
	島根県警察本部交通部 交通規制課	課長補佐	濱崎 哲治		
	国土交通省 松江国道事務所	管理第一課長	來島 正樹		
	国土交通省 松江国道事務所	管理第二課長	山本 実		
	国土交通省 浜田河川国道事務所	道路管理課長	高津 則義	○	
	島根県 土木部 道路維持課	課長補佐	中村 裕大		
	島根県 土木部 道路維持課	課長補佐	佐藤 啓介		
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所	統括課長	中原 光一		
	西日本高速道路株式会社中国支社 千代田高速道路事務所	統括課長	安野 克彦	○	

(オブザーバー)

	所属	役職	氏名	WEB参加	備 考
市町村	松江市 都市整備部道路課	係長	常盤 貴之		
	出雲市 都市建設部道路河川維持課	課長補佐	永妻 清信		
		係長	三原 博志		

(事務局)

	所属	役職	氏 名	WEB参加	備 考
	国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所	管理第二課 保全対策官	石本 幸夫		
	国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所	管理第二課 交通対策係長	多田 力		
	島根県土木部道路維持課	主幹	石原 竜也		

代)は代理出席、随)は随行者となります。

第一回 島根県路面標示等連絡調整会議

配席表

スクリーン

事務局(PC)

入口

松江市

出雲市

国土交通省
松江国道事務所
管理第二課長
山本 実

国土交通省
松江国道事務所
管理第一課長
來島 正樹

国土交通省
松江国道事務所
(管)副所長
大下 孝志

島根県
土木部 道路維持課
課長補佐
佐藤 啓介

島根県
土木部 道路維持課
課長補佐
中村 裕大

西日本高速道路(株)中国支社
松江高速道路事務所
統括課長
中原 光一

島根県警察
交通部 交通規制課
課長補佐
濱崎 哲治

【議長】
島根県 土木部
道路維持課
課長補佐
野々内 裕一

(WEB参加)

中国地方整備局
浜田河川国道事務所
副所長
庄司 彰

中国地方整備局
浜田河川国道事務所
道路管理課長
高津 則義

西日本高速道路(株)中国支社
千代田高速道路事務所
統括課長
安野 克彦

「島根県道路交通環境安全推進連絡会議」規約

（名 称）

第1条 本会議は、「島根県道路交通環境安全推進連絡会議」（以下、「推進連絡会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 島根県内の交通管理者及び道路管理者が連携して行う安全な道路交通環境の整備のための主要施策（以下、「主要施策」という。）について、適切な進行管理を行い、また、地域住民等への広報や地域住民等の道路交通環境に関する意見を主要施策に反映させ、島根県における安全な交通環境の整備を推進することを目的とする。

（内 容）

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し、検討、決定、調整するものとする。

- （1）島根県道路交通環境安全推進実施方針（推進プログラム）の策定
- （2）交通事故防止に関する検討及び評価
- （3）標識改善に関する検討及び評価並びに路面標示に関する検討及び調整

（推進連絡会議）

第4条 推進連絡会議の構成は、別表1に掲げる者をもって組織するものとする。
ただし、推進連絡会議議長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができるものとする。

- 2 推進連絡会議には、議長を置き、国土交通省松江国道事務所長が担当し、会議を招集するものとする。

（組 織）

第5条 推進連絡会議には、「幹事会」、「道路交通環境安全調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）「アドバイザー会議」及び「島根県路面標示等連絡調整会議」（以下、「路面標示連絡会議」という）を設けるものとする。

（幹事会）

第6条 幹事会は、別表2に掲げるものをもって、組織するものとする。
ただし、幹事長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができるものとする。

- 2 幹事会は、推進連絡会議に諮る事項について調整、立案、検討し、とり

まとめるものとする。

- 3 幹事会には、幹事長を置き、国土交通省松江国道事務所（管）副所長が担当し、幹事長は幹事会を招集するものとする。

（調整委員会）

第7条 調査委員会の構成は、別表3に掲げる者を持って組織するものとする。

ただし、推進連絡会議議長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができるものとする。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる交通事故が発生した際に、速やかに事故発生要因の調査・分析を行い、道路交通環境の改善策の立案等を行うことを目的とする。

（1）死者2人以上の又は死傷者数10人以上の事故

（2）死傷者多数の踏切事故

（3）前各号のほか、次に掲げる事故

学童の集団が被害の対象となった事故

バスの転落事故

危険物等運搬中の事故

その他一般に及ぼす影響の大きい事故

- 3 調査委員会には、委員長を置き委員の互選によって定めるものとする。

- 4 調査委員会は、推進連絡会議の議長が招集するものとする。

（アドバイザー会議）

第8条 アドバイザー会議の構成は、別表4に掲げる者をもって組織するものとする。

ただし、推進連絡会議議長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができるものとする。

- 2 アドバイザー会議は、推進連絡会議において検討される主要施策の実施に関する技術的助言、主要施策の効果評価に関する指導・助言、道路交通環境の安全を図るための新規施策に関する助言等を諮ることを目的とする。

- 3 アドバイザー会議には、議長を置き構成員の互選によって定めるものとする。

- 4 アドバイザー会議は、推進連絡会議の議長が必要に応じて招集するものとする。

（路面標示連絡会議）

第9条 路面標示連絡会議は、別表5に掲げるものをもって、組織するものとする。

ただし、島根県路面標示等連絡調整会議議長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができるものとする。

- 2 路面標示連絡会議は、路面標示について、調整、検討、意見交換し、とりまとめるものとする。
- 3 路面標示連絡会議には、議長を置き、島根県土木部道路維持課課長補佐が担当し、議長は路面標示連絡会議を招集するものとする。

(事務局等)

第10条 推進連絡会議の事務局は、国土交通省松江国道事務所管理第二課がその任にあたるものとする。

ただし、路面標示連絡会議は、島根県土木部道路維持課も加え、その任にあたるものとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか運営に必要な事項は、推進連絡会議に諮り定めるものとする。

附 則

この規約は、平成13年9月12日より施行する。

平成18年8月29日一部改正

平成19年9月10日一部改正

平成22年11月1日一部改正

平成23年10月20日一部改正

平成24年7月31日一部改正

平成27年10月5日一部改正

平成28年2月29日一部改正

令和5年3月8日一部改正

令和6年3月11日一部改正

令和7年8月22日一部改正

別表 1

「島根県道路交通環境安全推進連絡会議」組織

議長	国土交通省	松江国道事務所長
委員	国土交通省	浜田河川国道事務所長
	島根県警察本部交通部	交通規制課長
	島根県 土木部	道路維持課長
	西日本高速道路(株)	松江高速道路事務所長
	西日本高速道路(株)	千代田高速道路事務所長

別表 2

「幹事会」組織

幹事長	国土交通省	松江国道事務所（管）副所長
幹 事	国土交通省	浜田河川国道事務所（道）副所長
	島根県警察本部交通部	交通規制課長補佐
	国土交通省	松江国道事務所管理第一課長
	国土交通省	松江国道事務所管理第二課長
	国土交通省	浜田河川国道事務所道路管理課長
	島根県 土木部	道路維持課課長補佐（市町村道）
	西日本高速道路(株)	松江高速道路事務所統括課長
	西日本高速道路(株)	千代田高速道路事務所統括課長

別表 3

「道路交通環境安全調査委員会」組織

委員	松江工業高等専門学校	教授（交通工学）
	島根大学医学部	教授（法医学）
	国土交通省	松江国道事務所（管）副所長
	国土交通省	浜田河川国道事務所（道）副所長
	島根県警察本部交通部	交通規制課長補佐
	島根県 土木部	道路維持課課長補佐（市町村道）
	西日本高速道路(株)	松江高速道路事務所統括課長
	西日本高速道路(株)	千代田高速道路事務所統括課長
	松江赤十字病院	外科系救急医療医師
	浜田医療センター	外科系救急医療医師
	（原則、互選で議長の任を行う）	

別表 4

「アドバイザー会議」組織

委員	(財) 島根県交通安全協会	専務理事
	(一) 島根県旅客自動車協会	専務理事
	(公) 島根県トラック協会	専務理事
	松江工業高等専門学校	教授 (交通工学)
	島根県交通安全母の会	会長
	島根県老人クラブ連合会	会長
	(原則、互選で議長の任を行う)	

別表 5

「島根県路面標示等連絡調整会議」組織

議長 委員	島根県 土木部	道路維持課課長補佐
	国土交通省	松江国道事務所 (管) 副所長
	国土交通省	浜田河川国道事務所 (道) 副所長
	島根県警察本部交通部	交通規制課課長補佐
	国土交通省	松江国道事務所管理第一課長
	国土交通省	松江国道事務所管理第二課長
	国土交通省	浜田河川国道事務所道路管理課長
	島根県 土木部	道路維持課課長補佐
	西日本高速道路(株)	松江高速道路事務所統括課長
	西日本高速道路(株)	千代田高速道路事務所統括課長

島根県路面標示等連絡調整会議

設立趣旨 （案）

道路管理者や交通管理者が設置・管理する道路標識、区画線は、各管理者にて維持管理されていますが、昨今、区間線などの劣化状況の把握が困難、路面標示の耐用年数が不明、路面標示の施工を道路管理者・交通管理者が各々で行い、交通への影響があるなどの課題が見られます。また、三重県においては、これらの課題を踏まえて、各管理者間で連携を行うことで道路利用者等の安全確保に資することを目的に令和2年に路面標示連絡会議を設立し、先進的に取り組んでいるとともに、令和7年4月にも国土交通省道路局からも「路面標示の効率的・効果的な維持管理について（共有）」の通知で情報共有がなされております。

そこで、島根県内においても、各管理者間での連絡調整や意見交換等を語り、効率的な維持管理・交通安全対策を行うため、島根県路面標示等連絡調整会議を島根県道路交通環境安全推進連絡会議の下部組織として設置するものです。

なお、「島根県路面標示等連絡調整会議」を「島根県道路交通環境安全推進連絡会議」の下部組織とした目的は、安全推進連絡会議の目的に、「島根県内の交通管理者及び道路管理者が連携して行う安全な道路交通環境の整備のための主要施策について、地域住民等の道路交通環境に関する意見を主要施策に反映させ、島根県における安全な交通環境の整備を推進すること」とあり、路面標示に関する課題に対応するうえでも、安全推進連絡会議の目的に合致していることから「新規に発足」させるものです。

設立の背景

●路面標示の維持管理における課題・問題点

①劣化状況の把握が困難

- ・ 管理延長が長く、点検手法がない。
- ・ 路面標示の劣化が不均一に進行。

②路面標示の耐用年数が不明

- ・ 路面標示の劣化原因も色々（材料、除雪等で削られるなど）で不明な点が多く、耐用年数も現場条件で変わるので劣化予測は困難。
- ・ 更新を計画するには、耐用年数や施工記録等が重要。

③各管理者間の施工予定の調整

- ・ 道路管理者、交通管理者毎に路面標示の更新年度、時期が異なり、交通への影響があるなどの課題が見られる。
- ・ 道路利用者等への影響を少なくするには管理者間で連携し、調整が重要。



三重県の道路路面標示連絡調整会議の事例（参考）

- ・路面標示に関する課題をふまえ、三重県内の路面標示に関することについての意見交換・検討・調整等、各管理者間で連携を行うことで、道路利用者等の安全確保に資することを目的として、国、県警、県の3者で構成された「三重県内 道路路面標示連絡調整会議」を令和2年7月に設立
- ・三重県内 道路路面標示連絡調整会議の下部組織として、個別課題等について検討・調整を行う「ワーキンググループ」を設置

ワーキンググループ

構成員（路面標示担当者）

- ・国土交通省 北勢国道事務所
- ・国土交通省 三重河川国道事務所
- ・国土交通省 紀勢国道事務所
- ・三重県 警察本部 交通規制課
- ・三重県 県土整備部 道路管理課（事務局）
- ・14市町
（桑名市、いなべ市、東員町、四日市市、鈴鹿市、
亀山市、津市、松阪市、多気町、度会町、鳥羽市、
名張市、御浜町、紀宝町で開始。

※R7.3月末時点

報告

指示

三重県内 道路路面標示連絡調整会議

会員

- ・国土交通省 北勢国道事務所 副所長
- ・国土交通省 三重河川国道事務所 副所長
- ・国土交通省 紀勢国道事務所 副所長
- ・三重県 警察本部 交通規制課長
- ・三重県 県土整備部 道路管理課長

（事務局：三重県 県土整備部 道路管理課）

※R7.3月末時点設立時は事務所長、県警交通部長、県土整備部長で開始。

令和7年3月の会から上記の体制

路面標示に関する取組内容

1. 同時施工の推進
2. 劣化状況のモニタリング調査
3. AI技術活用による劣化状況等の把握
4. その他（新たな交通規制、交通安全対策に関する取組等）



※路面標示の効率的・効果的な維持管理について（共有）の事務連絡から引用・抜粋
※三重県ホームページの三重県内道路路面標示連絡調整会議から資料を引用

取組事例① 同時施工の推進

資料—2

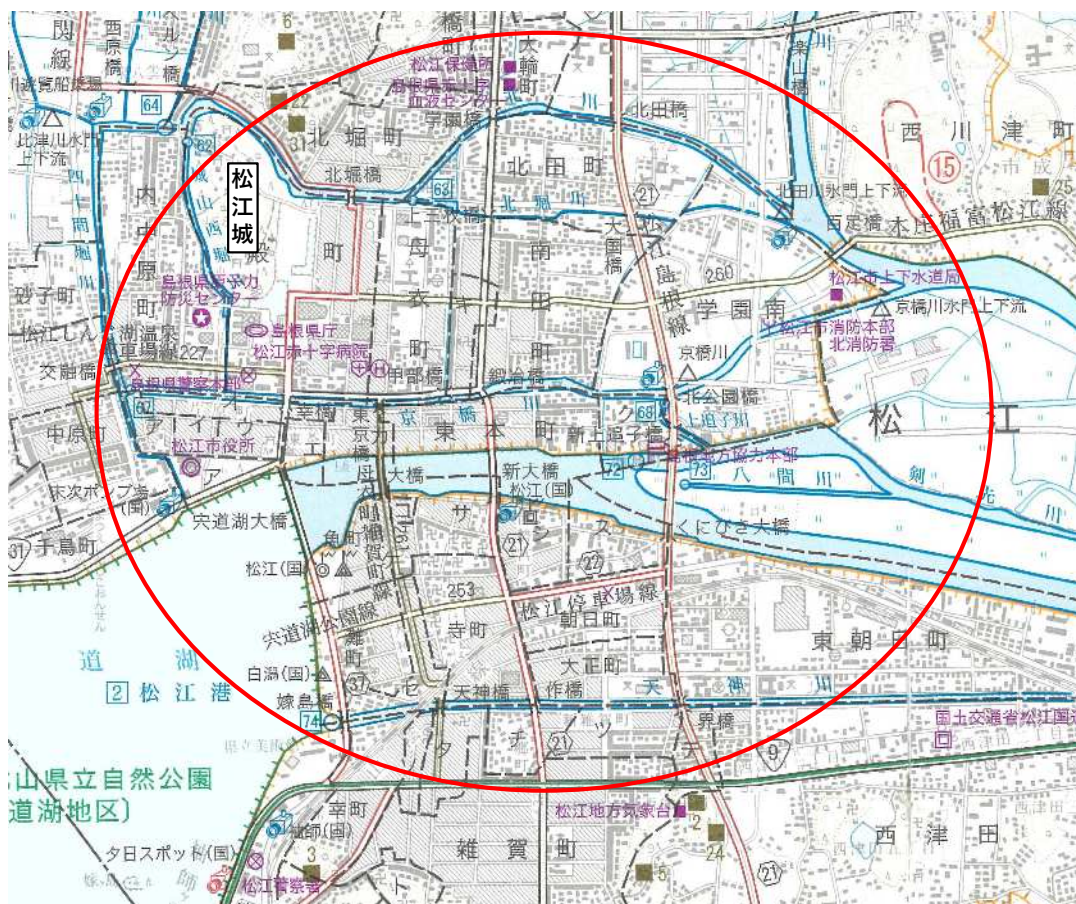
- 各道路管理者と交通管理者が連携し、路面標示の修繕を同時に施工するなど 道路交通への影響を最小限にしつつ 効率的に更新を進める。

※今後、オブザーバー参加を県内市町村に声掛け

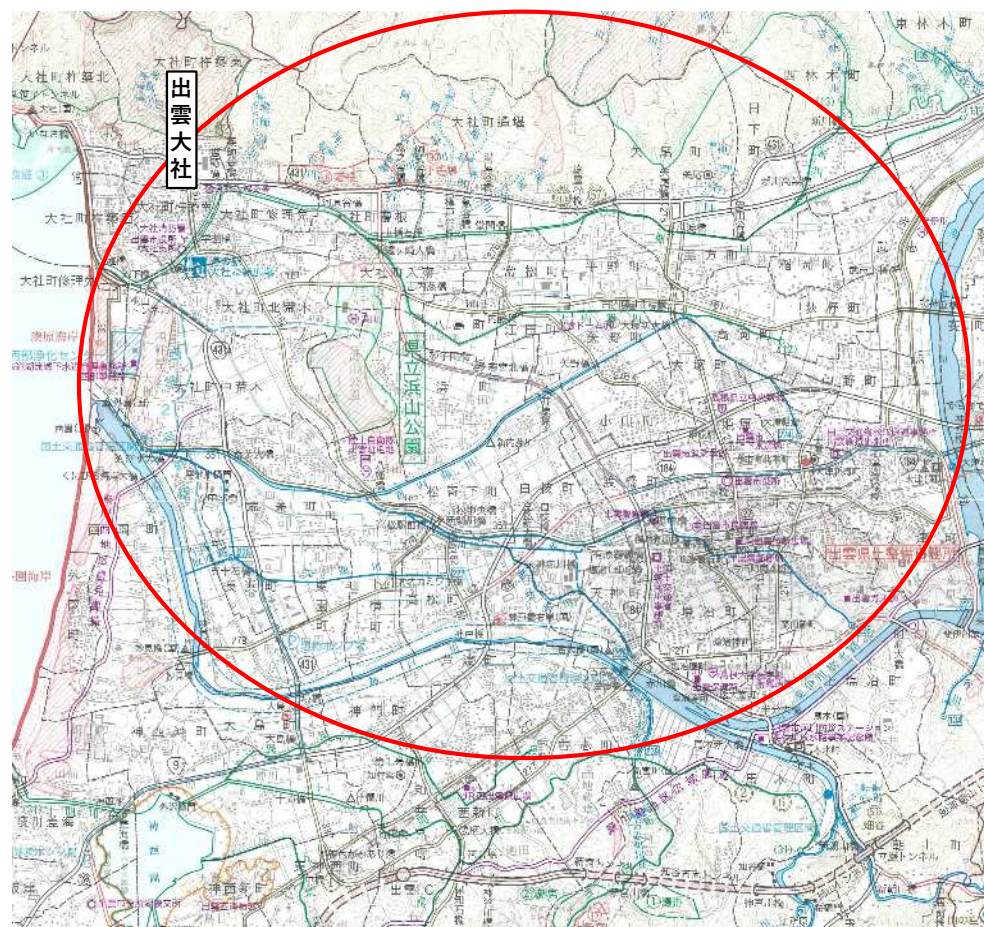


取組事例② 松江城及び出雲大社周辺での取り組み

- ・ 連続テレビ小説「ばけばけ」の放映を契機に自動車で訪れる県外客の増加が見込まれるため、交通量の多い松江城及び出雲大社周辺において、各道路管理者と交通管理者が連携して路面標示の修繕を実施する。



松江城周辺エリア

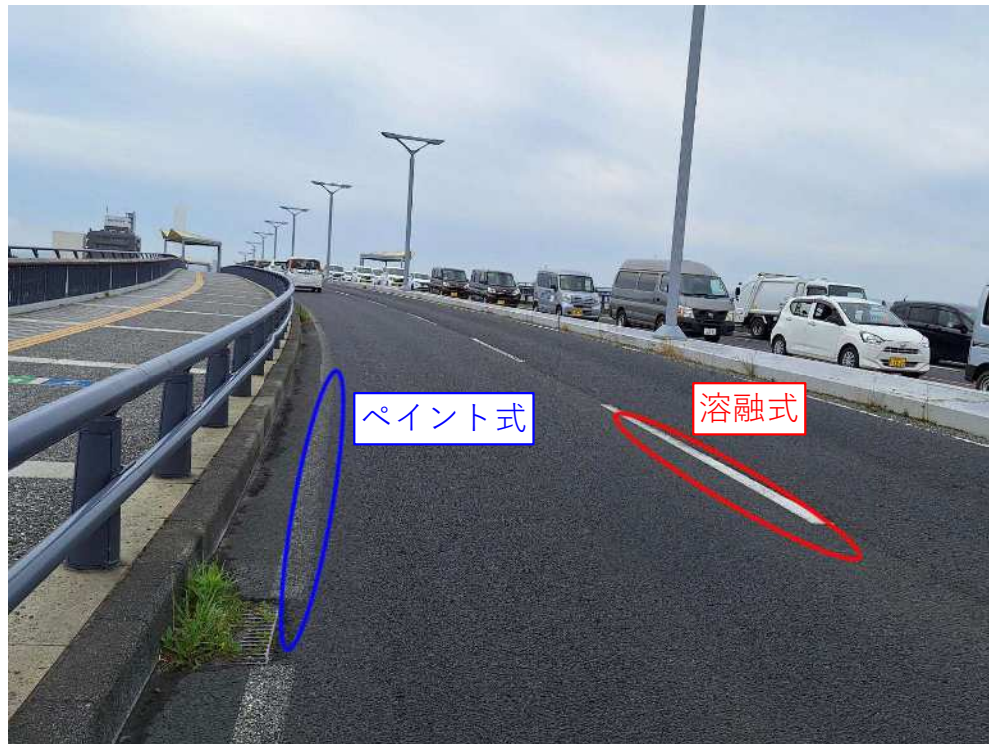


出雲大社周辺エリア

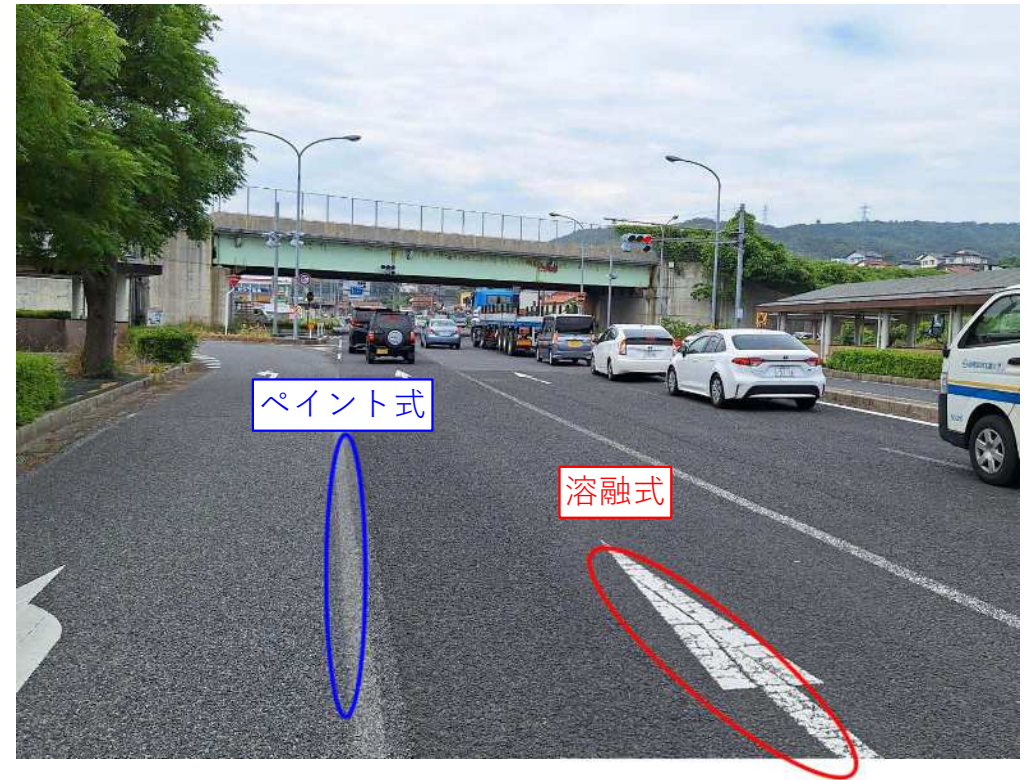
取組事例③ 路面標示の劣化状況のモニタリング

- 路面標示の劣化状況等をモニタリングし、塗料の種類（溶融式とペイント式）に応じた塗り替え頻度を検証する。※修繕データの確実な記録による耐久性の検証

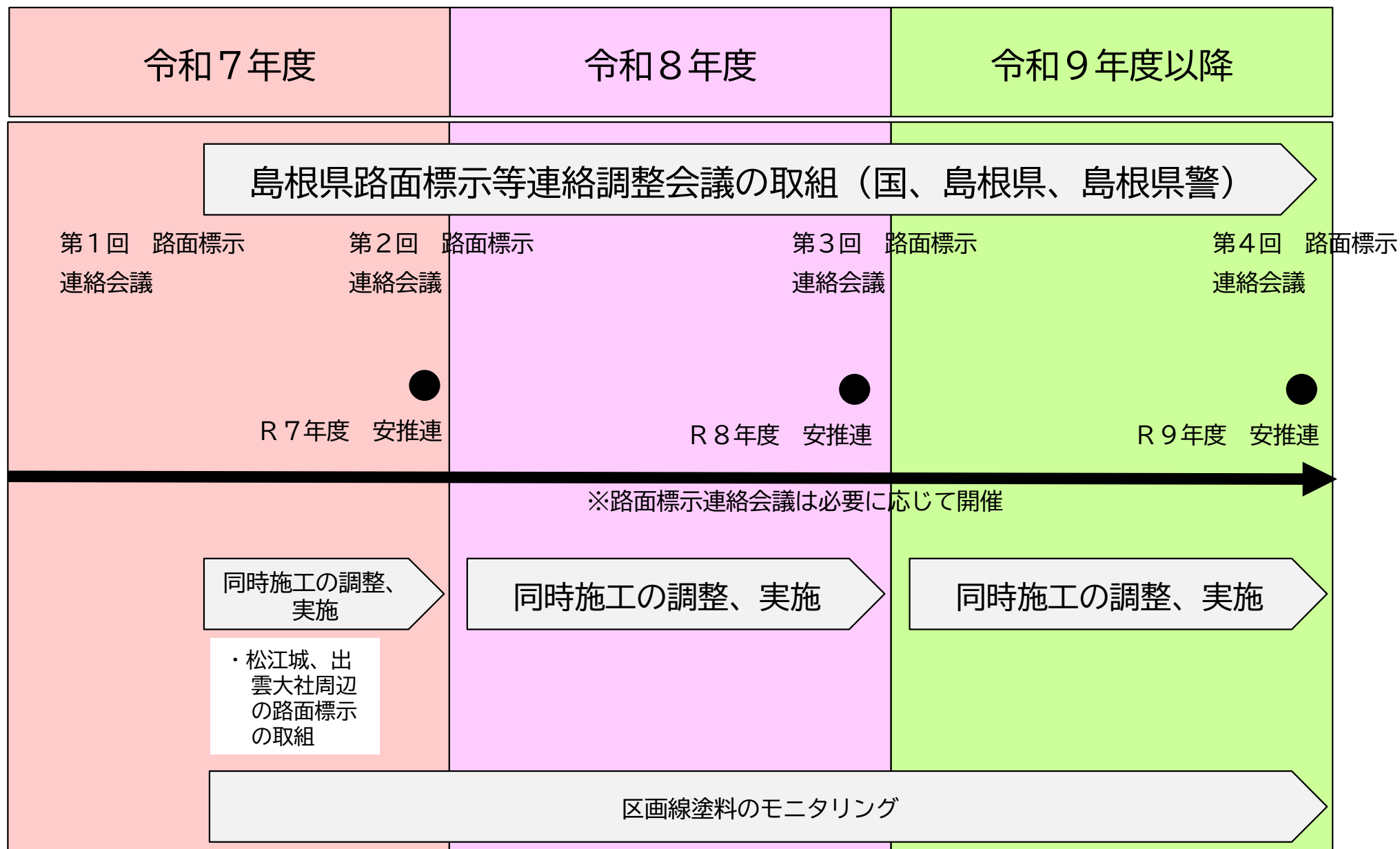
※溶融式とペイント式で劣化状況が異なっている事例



（主）松江鹿島美保関線
交通量 38,625台／24h



（主）松江木次線
交通量 20,566台／24h



今後の進め方

○路面表示の同時施工等の調整について、大まかな流れを明示

